

有田川

2014
vol.100

4





第9回 有田川駅伝大会

『第9回有田川駅伝大会』が
3月2日(日)、開催されました。
各チームともタスキに熱い想い
を込め、コースを駆け抜けました。



第9回有田川駅伝大会の成績【団体】

大会の結果は左の表のとおりです。また、ホームページにはすべての順位を掲載していますので、ぜひご覧ください。

部門	順位	1位	2位	3位
成人A		会津スポーツクラブ A 1時間55分48秒	あら〜く隊 1時間59分12秒	和歌浦走友会 A 2時間02分42秒
成人B		共和薬品工業 S 27分39秒	煙樹 Boy's 27分45秒	NSSU 28分05秒
小学生男子		おむかいさん 30分50秒	友情&絆 35分00秒	ナアムKKC 36分43秒
小学生女子		吉備ジュニア 35分43秒	NANAMI 41分13秒	
中学生男子		吉備中学校陸上部 A 27分54秒	オレたち花の受験組 28分55秒	超人の集い 28分56秒
中学生女子		陸上3姉妹 34分09秒	吉備中学校ホッケー部 A 36分36秒	吉備中学校女子柔道部 37分15秒



もう一つの駅伝 2月16日(日)

有田川町 出場選手【敬称略】

有田川町チーム (No.16)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1区
小澤 奏斗 | 6区
高垣 朱音 |
| 2区
森 彩香 | 7区
上前 真之介 |
| 3区
奥森 愛梨 | 8区
峠原 菜緒 |
| 4区
岩本 悠里 | 9区
矢田 一馬 |
| 5区
永岡 拓大 | 10区
上野山 秀 |

有田川町オープンチーム (No.43)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1区
山本 輝昂 | 6区
中嶋 夕華 |
| 2区
林 佳奈 | 7区
西岡 佑真 |
| 3区
稲本 楓香 | 8区
谷口 朱希佳 |
| 4区
前上 友希 | 9区
上門 義輝 |
| 5区
東 捷太 | 10区
岡野 耕大 |

第13回 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会



『控え選手』丸山 豊 峠原 理佳 谷畑 洸介 前 晴貴 宮原 もえり 吉松 春佳

まちのわだい

～亀田の柿の種とぶどう山椒～未永くお幸せに○○○

亀田製菓株式会社「亀田の柿の種」と最も相性のよい食材を結婚相手と見立てて、全国から特産物を募集する「亀田の柿の種の婚活」プロジェクトにおいて、全国の強豪ひしめく花嫁候補の中から、みごと投票数1位の座を射止めた有田川町特産の「ぶどう山椒」が昨年10月に結婚式を挙げ、コラボ商品が本年2月に発売されたことを祝して、花嫁の出身地である有田川町において「披露宴」が開催されました。当日は小雨の降る中でしたが、本当の披露宴さながらの進行で会場はお祝いムード色！大声祝福コンテストやピリッとスパイスの効いた祝電披露、桂枝曾丸さんのお祝い落語やしみずイケメン三人衆による替え歌お祝いソングなどで会場は大盛り上がり！また、山椒を使った創作料理も振る舞われ、みなさんにお楽しみいただきました。

亀田の柿の種ぶどう山椒、みなさんご賞味いただきましたでしょうか？今回は期間限定での発売でしたが、定番化されていていつでも楽しめるようになってほしいものですね。



HAPPY WEDDING!

第9回 有田川町スポーツ賞表彰式

「第9回有田川町スポーツ賞」表彰式が3月8日(土)、きびドームにおいて執り行われました。これは、平成25年中にスポーツ活動において、優秀な成績を収めた選手・団体の栄誉を讃えるものです。今回は、22人・3団体が受賞されました。

また、和歌山県教育委員会より、地域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、スポーツの振興に成果をあげた2団体に対し、「地域スポーツ和歌山県教育委員会感謝状」が贈呈されました。【敬称略】

個人

スポーツ賞

中井理紗子 ソフトテニス 和歌山信愛女子短期大学付属中学校
松葉 祐太 日本拳法 石垣中

スポーツ奨励賞

勝丸 雄介 軟式野球 耐久高
川嶋 健太 軟式野球 耐久高
栗栖 峻 軟式野球 耐久高
千畑 京介 軟式野球 耐久高
刀祢 高晃 軟式野球 耐久高
前勢 紘人 軟式野球 耐久高
川村 凌大 軟式野球 耐久高
森 洋輔 軟式野球 耐久高

スポーツ努力賞

揚戸 涼太 硬式野球 箕島高
梶谷 拓哉 柔道 箕島高
平松 孝浩 ホッケー 箕島高
林 大貴 ホッケー 箕島高
櫻井 晶帆 空手 耐久高
平畑 恵理香 空手 耐久高



第9回 有田川町スポーツ賞表彰式

スポーツジュニア賞

坂口 桜桃 剣道 石垣中
矢田 一馬 タスキリレー 五西月小
森本 恵翔 陸上競技男子ソフトボール投 鳥屋城小

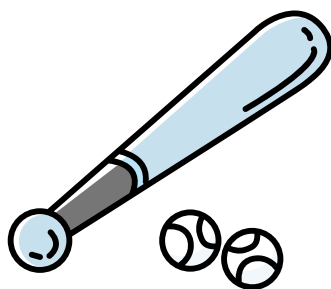
団体

スポーツジュニア賞

金屋少年野球クラブ 学童軟式野球
KIBI・jrcクラブ
男子チーム バスケケットボール
KIBI・jrcクラブ
女子チーム バスケケットボール

地域スポーツ和歌山県教育委員会感謝状

藤並少年野球クラブ 少年野球
田殿少年野球クラブ 少年野球



みなさん
おめでとうございます。

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111

狂犬病予防注射を受けましょう！

犬の飼い主（所有者）は、生涯1回の犬の登録と、法律で毎年1回の狂犬病予防注射（生後3ヶ月以上の犬）を受けさせなければなりません。有田川町では、4月14日（月）～18日（金）、23日（水）～25日（金）の8日間、狂犬病予防集合注射を実施します。車で移動しながら各地区をまわります。予定時間や注射場所など詳しいことは3月号広報をご覧ください。いずれの場所でも接種が受けられます。

また、登録もできますのでこの機会をご利用ください。

- 注射料／3,190円（1頭につき）
- お釣りのつらなつらにお願ひします。
- 登録料／3,000円（1頭につき）
- ※登録料は生涯1回です。
- ※登録をすませている犬は注射料のみになります。

飼い主は責任をもって

最近、放し飼いの犬に噛まれたという被害や、糞の放置などで近隣・地主からの苦情が絶えません。放し飼い、鳴き声等の騒音、ふん尿の放置、迷い犬など、犬に関するトラブルは全て飼い主の責任となります。

犬は首輪をしてつないで飼いましょう。

散歩中に犬がした糞は、飼い主の責任において適正に処分してください。

他人に迷惑をかけないよう、家族の一員として愛情としつけが必要です。犬の性格をよく知り、愛情をもって、きちんとしたしつけをして飼いましょう。



平成26年4月1日より尾岩坂ごみ処分場の搬入条件等が変わっています！

尾岩坂ごみ処分場の受け入れごみの適正化を図るため、取扱日や搬入条件等が変更されています。

■ 搬入できるごみ

- ・ 土砂、瓦礫類（瓦・レンガ・タイル）、ガラスくず、陶磁くず等の一般廃棄物

※解体撤去・処理等を業者に依頼した場合、産業廃棄物とみなされ搬入はできません。

■ 処分場の取扱日及び時間

- ・ 取扱日…毎週水曜日から日曜日まで（月・火曜日、12月29日から翌年の1月4日までは休みです）
- ・ 取扱時間…午前8時30分から午後5時まで

■ 処分場への搬入条件

- ・ 搬入できるごみは、有田川町内の家庭から発生した土砂、瓦礫類、ガラスくず、陶磁くずで産業廃棄物でないものを、町民自らが解体撤去し処理するものに限りです。
- ・ 処分場へ搬入できる者は、許可を受けた者の4親等以内の家族で、それ以外の者は認められません。
- ・ 搬入量については、1個人1ヶ月

4トン車1車までとします。

■ 許可申請方法

- ・ 搬入希望される方は、事前に役場環境衛生課で許可願出書の記入が必要で、（来庁時は認印が必要になります）

- ・ 許可書については、申請者立ち合いの下、発生地現場確認時にお渡しします。又、処分手数料もその時に徴収させて頂きます。

詳細は環境衛生課にお問い合わせください。何卒、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

リユース子供服バザーより

去る12月6日（金）・7日（土）、ALECにて開催しましたリユース子供服バザーにより得た収益で、各町立保育所に絵本を35冊購入させて頂きました。



町の予算を
見てみましょう!



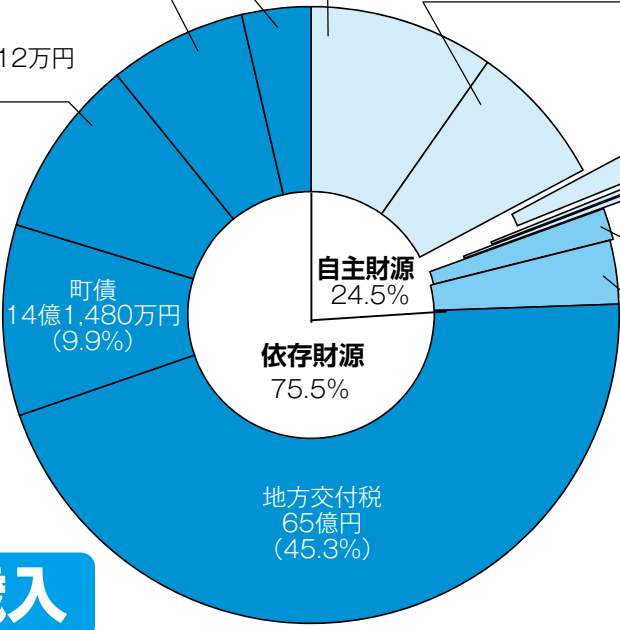
有田川町

平成26年度
予算

地方譲与税等※2
5億770万円 (3.5%)

国庫支出金
10億5,540万円 (7.3%)

県支出金
13億6,612万円
(9.5%)



たばこ税 2億1,912万円 (1.5%)

軽自動車税 7,884万円 (0.6%)

入湯税 1,574万円 (0.1%)

繰入金 2億6,221万円 (1.8%)

使用料等※1 4億6,596万円 (3.2%)

歳入

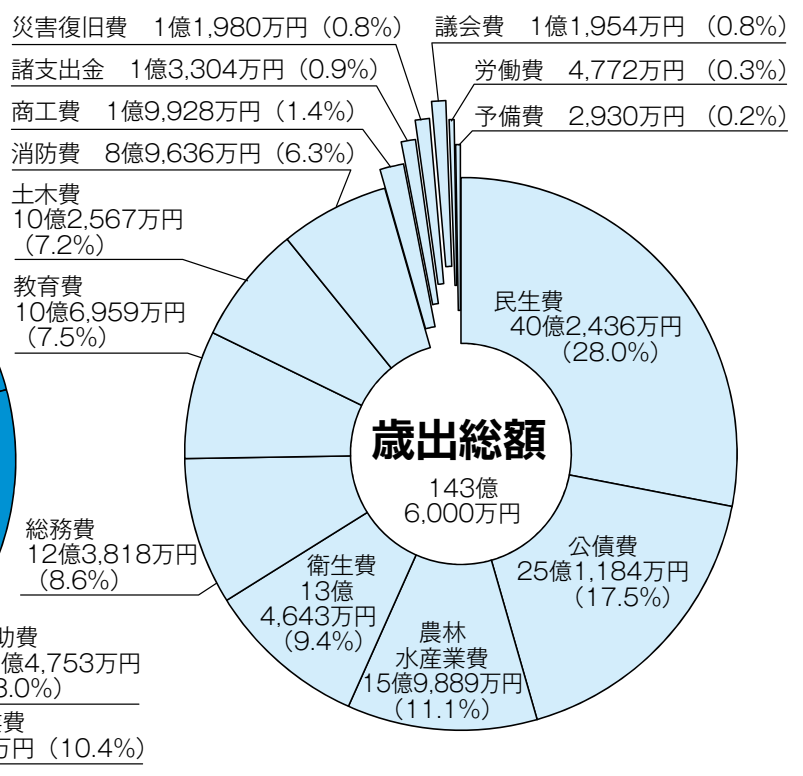
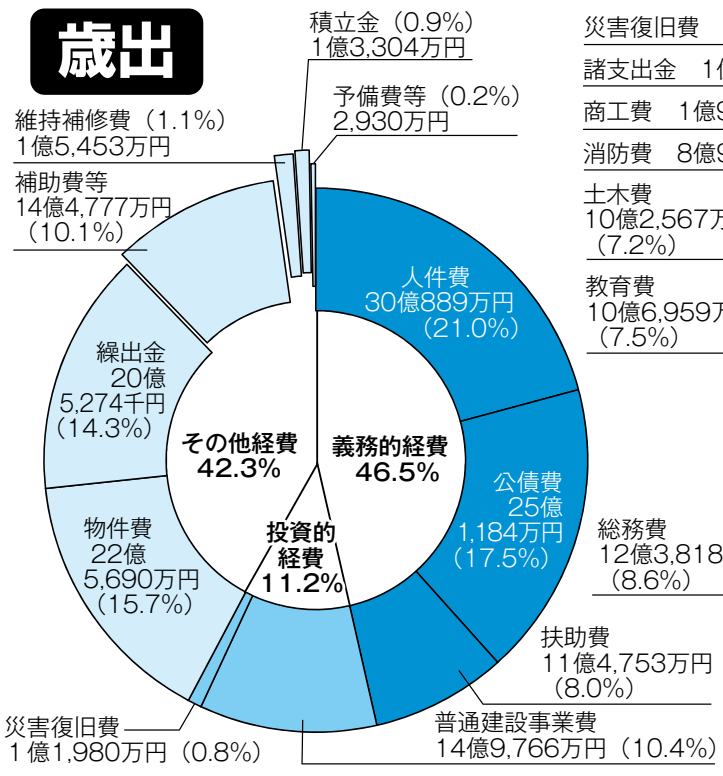
- ※1 使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入の計
- ※2 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策交付金の計



歳入歳出それぞれ 総額 143億6,000万円 (前年度159億2,000万円)

※千円以下は四捨五入のため、各項目を合計したものと一致しない場合があります。

歳出



一般会計の性質別内訳

一般会計の目的別内訳

一般会計 1人あたりでは？

◆ 1人当たりの町税負担額（見込額）

101,216円※

◆ 1人あたりに使われるお金（見込額）

521,367円

◆ 1人当たりの地方債残高（26年度末見込）

861,621円

※平成26年1月31日現在の人口
（27,543人）で計算しています。



各会計地方債残高（26年度末見込）

一般会計	237億3,163万4千円 (244億7,346万9千円)
簡易水道事業	28億7,835万4千円 (27億9,112万9千円)
公共下水道事業	62億8,235万4千円 (57億2,435万7千円)
農業集落排水事業	18億2,627万4千円 (19億3,848万3千円)
簡易排水事業	657万8千円 (704万5千円)
浄化槽事業	4,136万6千円 (4,470万3千円)
上水道事業	8億1,680万4千円 (8億3,030万1千円)

※（ ）書きは、25年度末見込残高

主な特別会計予算の状況

国民健康保険事業	38億3,645万5千円
後期高齢者医療事業	6億8,570万4千円
介護保険事業	30億7,300万1千円
特別養護老人ホーム等事業	448万8千円
簡易水道事業	8億5,305万2千円
公共下水道事業	15億1,615万円
農業集落排水事業	2億8,094万円
簡易排水事業	248万4千円
浄化槽事業	853万8千円
かなや明恵峡温泉事業	8,000万円
上水道事業【収益的】	
（歳入）	4億3,328万9千円
（歳出）	4億826万4千円
上水道事業【資本的】	
（歳入）	2億840万円
（歳出）	4億6,233万4千円

平成26年度に実施する主な事業

事業名	担当課
防火水槽設置事業	総務課
臨時福祉給付金給付事業	やすらぎ福祉課
子育て世帯臨時特例給付金給付事業	やすらぎ福祉課
あんしんシステム購入事業	長寿支援課
予防接種事業	健康推進課
小水力発電所建設事業	環境衛生課
強い農業づくり交付金事業	産業課
道路ストック総点検事業	建設課
町道改良事業（北筋出線ほか）	建設課
消防救急無線デジタル化事業	消防本部
八幡小学校屋内運動場床改修事業	こども教育課
有田川駅伝開催事業（10周年記念大会）	社会教育課
町税等のコンビニ収納	税務課ほか
板尾地区簡易水道整備事業	水道課
公共下水道整備事業	下水道課

◎平成26年度当初予算について

一般会計の予算規模は、吉備中学校、消防庁舎建設事業が終了したことによって前年度と比較して15億6,000万円の減で、143億6,000万円となりました。

主な新規事業は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付事業1億5,226万円、高齢者肺炎球菌ワクチン・小児インフルエンザ・風しんワクチン接種補助事業1,999万円、高規格救急車購入3,409万円などです。

○町税は、5.1%増の27億8,781万円

- ・町民税：東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例による増（553万円）
- 義務的経費は、1.7%減の66億6,826万円
 - ・公債費：元金償還額の減（△1億6,791万円）
- 投資的経費は、48.9%減の16億1,746万円
 - ・吉備中学校・消防庁舎建設などの普通建設事業の減（△12億2,209万円）
 - ・災害復旧事業の減（△3億2,582万円）

やすらぎ福祉課からのお知らせ

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課 福祉班 ☎52-2111

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。

● 手当支給月額

1級↓49,900円
2級↓33,230円

● 次の場合は手当を受け ることができません。

- ① 児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき

特別障害者手当

20歳以上で、身体・知的または精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

● 手当支給月額／26,000円

● 次の場合は手当を受けることができません。

- ① 施設に入所しているとき
(ショートステイは除く)
- ② 病院に3ヶ月以上入院しているとき

障害児福祉手当

20歳未満で、身体・知的または精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給されます。

● 手当支給月額／14,140円

※次の場合は手当を受けることができません。

- ① 施設に入所しているとき
(ショートステイは除く)
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

すでに手当を受けられている方へ

すでに手当を受けている方は、その手当に応じて、いろいろな届出をする義務があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかった場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返していただくことがありますので、必ず忘れずに届出をついでください。

たとえば、

- ・ 障害程度に変動があったとき
- ・ 住所を変更したとき
- ・ 所得更正されたとき
- ・ 所得の高い扶養義務者と生計をともに、または、別にするようになったとき 等

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を

児童扶養手当額

児童 1 人

全部支給(月額)	41,020円
一部支給(月額)	41,010円 ～9,680円

※第2子は5,000円加算、第3子以降は1人につき3,000円加算

● 次の場合は手当を受けることができません。

- ① 児童や父(母)などが、公的年金や遺族補償をうけることができるとき。
- ② 児童や父(母)などが日本国内に住んでいないとき。
- ③ 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき。
- ④ 父(母)が婚姻しているとき。(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む)

受けるためには、必要書類を添えて申請が必要です。ただし、申請者や生計同一の扶養義務者の所得受給状況によって支給制限があります。

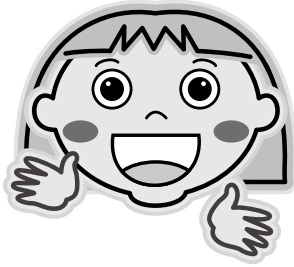


- ⑤ 請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき。（父）（母）障害該当の場合（を除く）
 - ⑥ 児童が障害を有する父（母）に支給されている公的年金の加算対象になっっているとき。
- ただし、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害にあることで児童扶養手当を受給されている場合は、配偶者の障害基礎年金の子の加算との受給変更が可能です。

児童手当

出生から中学校修了まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。公務員の方は所属庁からの支給になります。

児童手当は、原則、申請した月の翌月から支給されます。ただし、事由発生日（お子さんの出生日等）の翌日から数えて15日以内の申請であれば、翌月の申請であっても事由発生日に申請があったものとみなすことができます。



所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

支給月額（平成24年6月～）

0歳～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円
所得制限限度額以上（一律）	5,000円

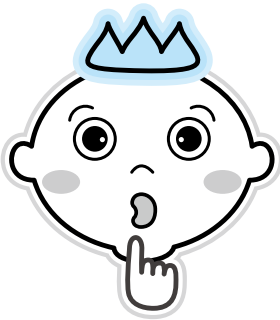
※申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

● 手続に必要なもの

- 印鑑
- 請求者の健康保険被保険者証の写し
- 請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの

● 対象者のみ次の書類も添付してください

- 児童手当用所得証明書
【前年分】
（他市町村より転入して来られた場合）
- 児童の属する世帯全員の省略のない住民票（対象児童が町外に住所を有する場合は）
- その他支給事由や状況に応じて必要な書類



各種手当変更額

		平成26年3月まで	平成25年10月から
児童扶養手当	児童1人		
	全部支給（月額）	41,140	41,020
	一部支給（月額）	41,130～9,710	41,010～9,680
	児童2人以上の加算額	2人目：5,000円加算、 3人目以降1人につき3,000円 （変更なし）	
特別児童扶養手当	1級	50,050	49,900
	2級	33,330	33,230
障害児福祉手当		14,180	14,140
特別障害者手当		26,080	26,000

平成26年4月から各種手当額が変更になります

平成26年度の各種手当額について、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、左の表のとおり変更されることになりました。



健康みちしるべ

金屋庁舎 清水行政局 健康推進課 住民福祉室

未成年の飲酒

52・2111

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です。

平成20年内閣府の意識調査結果によると、中学生では約2割、高校生では約5割が飲酒経験者です。

また、初めて飲酒した年齢は「18歳」に次いで「10歳以下」の割合が高く、飲酒のきっかけは、「好奇心」が6割、「友人や仲間のおすすめ」が3割、次いで「親のおすすめ」が2割弱となっています。

未成年者を飲酒による健康被害から守りましょう。

●未成年者の飲酒による健康被害

*脳細胞の破壊が加速される

脳が成長している大切な時期に、飲酒すると脳細胞を破壊し、脳萎縮を早くもたらす危険があります。

*二次性徴を遅らせる

アルコールが二次性徴に必要な性ホルモンに悪影響を及ぼし、生理不順などの原因になります

*アルコール依存症

飲酒開始年齢が若い程発症する人が多いと言われています。特に未成年は、飲酒に対する自己規制がきかなくなりやすく、その危険性が高くなります。急性アルコール中毒にも注意が必要です。

*その他

集中力が続かず学習する意欲が低下する、精神的成長・心理的発達 が停止する、怒りっぽくなるなど。

●お酒の上手な断り方

*はっきり「飲まない」と意志を伝えよう
意志をきっぱり相手に示すのがベストな方法です。

*飲まない理由があることをわかってもらう
部活動に支障が出るからなど、自分が大切に行っていることを理由に断りましょう。

*未成年者の飲酒はいけないと主張



しよう。
未成年にとって「飲酒しない」という選択は正しいので自信を持って主張しましょう

●喫煙
*飲酒同様、未成年喫煙禁止法によって禁止されています。

乳幼児を子育て中のみなさんへ

子育て支援センターだより

支援センターはみなさんの子育てを応援します。
“ちょっと困っているんだけど相談相手がほしいな”
“遊び場や友達がほしいな” そんな時はひとりで悩まないで

子育てワンポイントアドバイス

「ねえ、みてみて!」小さなサインを受け止めて
子どもの気づきに共感しましょう!

	開設日	
子育て悩み事相談	月曜日 (要予約)	◇ 9:30 ~ 11:30 ◇ 13:30 ~ 16:30
ほっとルーム&子育て相談	火曜日 ~木曜日	
あそびのひろば	◆第1・3金曜日…0~1歳半 ◆第2・4金曜日…1歳半~就学前 ◆第5金曜日…お休みです 開設時間 ① 9:30~11:30 ② 13:30~15:00です。	
園庭開放(藤並保育所)	◆時間…第2木曜日 10:00~11:00 (9月・10月はお休み)	
「たまたまこ」さんの絵本の読み聞かせ	0~1歳半	奇数月の第1金曜日(午前中のみ)
	1歳半~就学前	偶数月の第2金曜日(午前中のみ)
にこにこひろば	◆対象…1歳半~ ◆場所…金屋文化保健センター1階 ◆時間…第4水曜日 9:30~11:00	

3日のホットルームはお休みします。

■場所/子育て支援センター(藤並保育所2階)

☎ 090-7966-1697 52-5474 [FAX 兼用]

検診

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

4月30日(水) 8:00～／旧北小学校
9:30～／西ヶ峯コミュニティセンター
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房

健康相談

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

4月1日(火) 清水保健センター
4月2日(水) 金屋文化保健センター
4月16日(水) きび保健福祉センター
5月7日(水) 金屋文化保健センター

実施時間
9:00～
11:00

エクササイズ

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

金屋農村センター

【20:00～21:00】4月10日(木)
※内容：フィットネスウォーキング
【20:00～21:00】4月25日(金)
※内容：骨盤ひきしめ体操

粟生小学校体育館

【19:30～20:30】4月3日(木)
※内容：フィットネスウォーキング

清水会館

【14:00～15:00】4月17日(木)
※内容：フィットネスウォーキング

■持参品／上履き、飲み物、タオル

■参加費／無料

子どもの健康相談

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

4月3日(木)／金屋文化保健センター
4月7日(月)／清水保健センター
4月10日(木)／金屋文化保健センター
4月17日(木)／金屋文化保健センター
4月24日(木)／金屋文化保健センター
5月1日(木)／金屋文化保健センター

実施時間
9:00～
11:00

乳幼児健診

金屋庁舎健康推進課

4か月児健診 [平成25年12月生まれ]

4月22日(火) 13:00～

10か月児健診

[平成25年5月生まれ] 4月1日(火) 13:00～

1歳6か月児健診

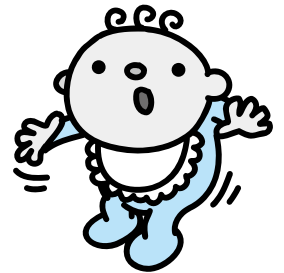
[平成24年8月生まれ]
4月16日(水) 12:45～

2歳児健診

[平成24年1月生まれ]
4月23日(水) 12:45～

3歳6か月児健診

[平成22年9月生まれ]
4月9日(水) 12:45～



育児サロン

清水行政局住民福祉室

4月7日(月)「はじめまして」
9:00～11:00 清水保健センター

すくすく広場

清水行政局住民福祉室

4月22日(火) 9:30～11:00 清水保健センター
「出席シール帳作り」

◆あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況

※累計は2月(25年度)

区分	国民健康保険
加入者数	9,416 人
2月支払額	2億6,737万 円
累計	34億2,642万 円
1人当たりの医療費(2月)	28,395 円
24年度1人当たりの医療費(月)	31,783 円
24年度1人当たりの医療費(年)	381,388 円

お身体大切に！あなたの健康を支えている
国民健康保険

医療費は年々増えています。その内、自己負担額を除いた分の約3割は国保税で、残りの国県町負担となる7割も元を正せば私たちの税でまかなわれています。医療保険制度を守り、税負担を少なく…。私たちのちょっとした心がけで、その上昇をとめることができます。

＜私たちにできること＞

1. お医者さんのかかりかたを見直しましょう(重複・頻回受診などは、なるべく避けましょう)
2. 休日・時間外受診はできるだけ避けましょう
3. 薬は上手に飲みましょう(ジェネリック医薬品について検討してみましょう)
4. 健康診断を受けましょう

春がそこまでやって来た！



石垣中学校

生徒会主催による“3年生を送る会”を行いました。各学年縦割り班のメンバーが協力して、クイズ・アタック25と百人一首に挑戦しました。3年生といっしょに活動する機会はこれが最後です。ちょっぴり寂しい恒例の行事です。



西ヶ峯小学校

5・6年生7名が英語劇「Peach Boy」(桃太郎)を発表しました。みんなが知っている昔話でもあり、流ちょうな英語表現とあいまって全校児童が劇の世界に引き込まれました。終了後には「Peach Boy」の歌が校舎内に響き渡りました。



きび中央保育所

春間近の有田川町に大雪が降りました。きび中央保育所のみんなも大よろこび。降り積もった園庭で走り回る子、丸めた雪を投げあう子、雪ダルマを作る子。みんな思い思いに空からのすてきな贈り物を楽しみました。



公立保育所

公立保育所の保育士が集まり、遊びの指導研究会を行いました。地域の方を講師としてお招きし、広告紙を利用した折り紙遊びを教えてくださいました。子どもたちのよろこぶ顔を思い浮かべながら、大先輩のみごとな手業を学びました。



■問い合わせ
金屋庁舎 こども教育課
☎ 52-2111



図書館だより

問い合わせ

- 金屋図書館 ☎ 32-5789 (直)
- きび会館図書室 ☎ 52-5859 (代)
- 清水コミュニティセンター図書室 ☎ 25-1788 (直)
- ALEC (アレック) ☎ 52-4730 (直)

3月22日(土) 13:00に金屋図書館がリニューアルオープンしました!



4月23日は「子ども読書の日」!!

法律により、4月23日は「子ども読書の日」と定められています。これは、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。この日を中心に、学校・地域・家庭を通じて、子どもの自主的な読書活動が、より一層進められることが望まれます。

4月のおはなしマラソン (絵本の読み聞かせ) 3～9歳児対象のおはなし会

- ◎ちいさな駅美術館 / 5日(土) 10:00～
- ◎金屋図書館 / 12日(土) 10:00～
- ◎清水C.C図書室 / 19日(土) 10:00～
- ◎ALEC / 26日(土) 10:00～

DVD上映会

- ◎金屋図書館 / 13日(日) 10:00～
- ◎ちいさな駅美術館 / 16日(水) 16:00～
- ◎金屋図書館 / 27日(日) 10:00～

絵本原画展 「小さな駅美術館 ～Ponte del Sogno～」

あんびるやすこ原画展 4月1日(火)～5月6日(火)

○有田川町の子ども読書の日○
「なんでも魔女商会&ルルとララのとっておきのおはなし」
スペシャルゲスト あんびるやすこさん
4月20日(日) 金屋文化保健センター 2F 小ホール
13:00～ 対象:小学生
定員 100名 (金屋図書館で整理券をもらってください)



新着案内

本の予約・受け取りは、どこの図書施設でもできます。
予約は、WEBからもできます。

一般書

- 小説**
- 「首折り男のための協奏曲」 伊坂幸太郎著
 - 「破門」 黒川博行著
 - 「山桜記」 葉室麟著
 - 「乱丸 上下」 宮本昌孝著
 - 「その手をにぎりたい」 柚木麻子著
 - 「怒り 上下」 吉田修一著
- くらし**
- 「親の家を片づける実践ハンドブック」 主婦の友社編
 - 「片づけられない親のための幸せの生前整理」 辰巳渚著
 - 「すぐに役立つ図解とQ & Aでわかる賠償額算定から民事・行政・刑事責任の有無」

- 「まで最新交通事故の法律とトラブル解決マニュアル 128」 千葉博著
- 健康**
- 「図解脳卒中家庭でできる簡単リハビリ」 三好正堂著
- 「ちょっと心配な健康診断の数値がすぐわかる本」 和田高士著
- 「アルツハイマー病を治せ!」 NHKスペシャル取材班著
- 子育て**
- 「子どもを持ったら知っておきたいお金の話」 飯村久美著
- 「まっすぐ縫いの子ども服」 野木陽子著
- 「子どもを守る自然な手当て」 山口温子著
- 「はじめてでもカンタン離乳食」 松尾みゆき著

4月の本棚

- ～就活、婚活、涙活、菌活…いろんな活動～
- 「親のための子供の婚活応援ガイド」 中西清美著
 - 「涙活公式ガイドブック」 寺井広樹著
 - 「きのこで毎日菌活レシピ」 浜内千波著
 - 「就活生に親が言っていけない言葉 言ってあげたい言葉」 舩廣純子著

児童書

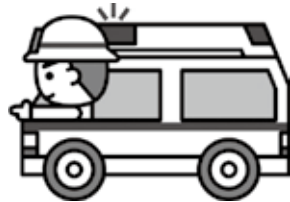
- 「あたらしい子がきて」 岩瀬成子作
- 「がっこうのおばけずかん」 斉藤洋作
- 「透明人間になった男の子のはなし」 サリー・ガードナー作
- 「パピペポーおんがくかい」 かこさとし作
- 「あかいありのぼうけんえんそく」 かこさとし作



1秒争う救急車 あなたも1秒考えて ～救急車の適正利用にご協力を～

救急車の適正利用について

当消防本部の平成25年の救急出場件数は、1,283件で過去最高となり平成24年と比較して66件増加しています。



命にかかわる傷病者が救急車を待っています。救急車の適正な利用について今一度みなさんのご理解とご協力をお願いします。

救急車を呼ぶほどでもない、家族で病院に連れて行けるなど、診療時間外に病院を探す場合は、和歌山県救急医療情報センター、電話073・426・1199(NTT電話帳の1ページに電話番号が記載されています。)で診察可能な病院案内の業務を行っていますのでご利用してください。

消防本部でも診察可能な病院の情報提供はおこなっています。診察され

消防だより

有田川町消防本部
吉備金屋消防署
清水消防署
☎52-5950
☎52-5950
☎25-1243

今年の出動等(累計)

火災……………3件
救急……………206件
救助……………4件
(平成26年2月28日現在)

第2回「防火の詩」 入選作品発表

火災予防啓発の一環として、住民の皆様から、有田川町の火災予防に関する「標語・詩・エッセイ・俳句・短歌・川柳」を公募しました。入選された作品を発表させていただきます。たくさんのご応募ありがとうございました。

○優秀賞

(有田川町田口/田口 美鈴様)

「警報器 家にも

あなたの心にも」

○入選

(有田川町市場/嶋村 明子様)

「まあ待つて

あの火消したか 点検し

あなたの命 財産守れ」

悪質な消火器の訪問販売 訪問点検等にご注意を

最近、各地で悪質な消火器の訪問販売や訪問点検による被害が多発しています。不適切な点検を行う業者の大口は巧妙であり、高額で消火器を販売したり不適切な点検を行い高額な金額を請求したりします。被害やトラブルの発生を未然に防止するために、次の事に十分注意してください。

○トラブルを防ぐために

- ・ 専門業者を名乗り、消火器の強引な点検・購入を強要する場合、まずは、身元の確認できるものの提示を求め、あやしいと思ったらすぐに断りましょう。
- ・ 契約内容をしっかり確認し、安易にサインをしないようにしましょう。



- 高額な請求があった場合
 - ・ 慌てて値下げ交渉したり、支払いに応じたりせず冷静に対応しましょう。
 - ・ 脅迫的な言動に出た時は、速やかに警察に連絡しましょう。

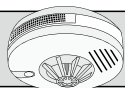
【悪質商法に関する相談先】

和歌山県消費生活センター
073・433・1551
有田川町役場商工観光課
☎52・2111

○消火器について

- ・ 一定の規模の事業所(店舗や事務所等)には、消防法で消火器の設置義務があります。一般家庭に消火器の設置義務はありませんが、もしもに備え、消火器を自主的に設置することは望ましいです。
- ・ 消火器の耐用年数は、8年から10年くらいです。消火器に書かれた耐用年数を確認してください。
- ・ 新たに消火器を購入する際は、古くなった消火器をその販売店で引き取ってくれる場合もあります。お店に聞いてみてください。

あなたの命と財産を守るため 付いていますか? **住宅用火災警報器**
「法律で全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。」



犯罪被害者等について

犯罪被害者等について正しく理解していますか？

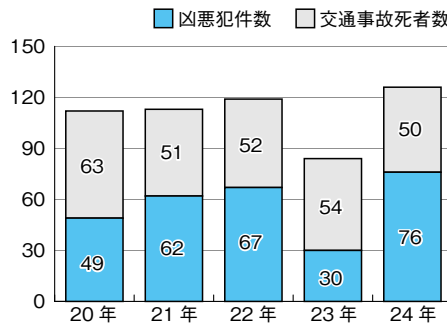
「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った人及びその家族又は遺族のことです。

平成24年に県内で発生した犯罪事件・交通事故は約1万6千件です。このうち凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦等）は76件、交通事故死者数は50人となっています。犯罪による被害は、直接の被害者だけでなく、その家族などの精神面や生活面にも大きな影響を与えるものであり、これらの間接的被害も含めると被害を受けている人は相当数に上ります。

犯罪被害を受けた場合、身体・財産上の直接的な被害だけでなく、精神的・経済的な被害を受けたり、無責任なうわさ話等により名誉が傷つけられるなど、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられる場合もあります。

誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があります。思いがけず犯罪に巻き込まれた人たちが置かれていた状況や心情について、一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えることが必要です。

和歌山県の「凶悪犯件数及び交通事故死者数」



相談窓口

◎県庁県民生活課

電話 073・441・2350

月～金曜9時～17時45分

（祝日、年末・年始を除く）

◎（公社）紀の国被害者支援センター

電話 073・427・1000
 月曜日～金曜日10時～16時
 土曜日13時～16時
 （祝日、年末・年始を除く）
 ◎性暴力救援センター和歌山「わかやま mine（マイン）」（和歌山県立医科大学附属病院内）

県は、性暴力を受け、警察に届け

ることも出来ず、どうしたらよいか分からずに悩んでいる被害者の相談を受け、緊急医療（避妊医療等）が必要ならば産科医療につなぐとともに、事後の心のケアなどの総合的支援により、心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進及び被害の潜在化防止を図ることを目的に開設しています。

☎073・444・0099
 相談・医療9時～17時
 （土・日は16時30分まで、祝日、年末・年始を除く）
 緊急医療（避妊等）は9時～22時まで（年末・年始を除く）

①相談
 ・女性相談員が常駐
 ・本人の希望による支援をコーディネート
 ネット

②医療的支援産科医療等
 ・医療費の公費負担（緊急避妊・性感症検査等）

③総合的支援

・心理面の継続的支援（カウンセリング等）、協力関係機関との連携
 *臨床心理士会
 *カウンセラーの紹介
 *男女共同参画センター
 *性暴力等に関する長期的な相談

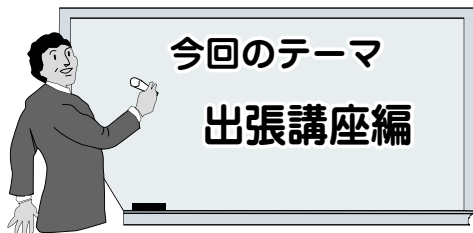
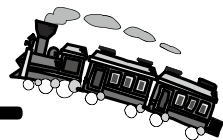
*子ども・女性・障害者相談センター
 *配偶者暴力、子どもの性的虐待の相談
 *精神保健福祉センター
 *精神疾患等相談
 *捜査関連支援
 *警察・刑事手続き
 *法的支援
 *和歌山弁護士会
 *弁護士相談、民事手続き
 *法テラス
 民事法律扶助等

3月31日（月）付けで人権擁護委員の松本博光さん（杉野原）がご退任となりました。新たに4月1付けで人権擁護委員として大西恭子さん（井谷）が委嘱され、人権機関有田川委員としてご就任されました。よろしくお願い申し上げます。

■人権に関するお問い合わせ
 有田川町教育委員会 社会教育課
 TEL 52121111
 FAX 3214827

高齢者の暮らしを応援！

有田川町地域包括支援センター



地域包括支援センターは、高齢者やその家族の方の相談に応じています。
最寄の事業所にご連絡ください。



32-5102(金屋庁舎)
25-1269(清水行政局内)

認知症サポーター養成講座

少子高齢化が進み、認知症の方も年々増加しています。認知症になっても、住み慣れたこの町で生活を続けたい！身近な方の理解やちょっとした手助けを受けることができれば、安心した生活を送ることができると思います。《認知症を正しく理解してもらおう！》それが認知症サポーター養成講座です。

2月10日(月) 有田中央高校・清水分校で福祉への取り組みの発表がありました。

引き続き、民生委員さん・ケアマネさん・社協さんによる寸劇等をまじえた、認知症サポーター養成講座を開催しました。



○受講後の生徒の感想○

認知症について初めて知ったことが多くてびっくりした。身の回りの人が認知症になっても親切に対応したりして不安にさせないようにしようと思った。…………… (女性)

その人の気持ちを考え優しく接したい。…………… (男性)

**認知症サポーター養成講座は、いつでもどこでも開催します。
お気軽にお問合せください！**



ぴおりんくる

■日時 4月21日(月)
10:30～12:00頃
■場所 金屋文化保健センター

『ぴおりんくる』は介護をしている家族さんと本人さんの集まりの場です。



お知らせ

まちのデータ

(平成26年2月28日現在)

人口	27,538人	交通事故発生件数	
男	12,938人	(2月中、物損、高速含む)	
女	14,600人	有田川町 65件	
	10,295世帯	死者0人 負傷15人	
		湯浅警察署調べ	



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡出張	23-0001
出連出出	22-0351
山生郷諦	22-0254
城栗五安水	26-0001
	52-5356
	52-4730

環境プラス休日有	52-5384
セック急患田	52-7855
ンク収集所苑	52-4882
タ一場所	52-3055
育て支援センター	52-5474
有田川町少年センター	{090-7966-1697 52-8744}

相談

4月の行政相談

●4月24日(木)

・きび保健福祉センター
13時～16時

問い合わせ／吉備庁舎総務課・清水行政局総務政策室

募集

有田川町ふれあい農園(奥)利用者募集

本格的に農業をやることは出来なけれど、家庭菜園を始めてみたいとお考えのみなさま「有田川町ふれあい農園」をご存知でしょうか？

自然や土に親しみながら、野菜などの農産物を自分の手で育て収穫する喜びを、家族一緒に味わってみませんか。現在、空き区画の利用者を募集しています。水も空気も暖かな春から野菜作りに挑戦してみませんか？

■場所／有田川町奥

■1区画面積／約30㎡

■使用料／1区画・2千円(月額)

【2区画目からは、1千円(月額)になります】

■募集／随時受付中(有田川町以外の方もご利用いただけます。)

設備等／くわ等の農機具・駐車場・休憩所(トイレ・休憩室等)をご用意しております。園内水道も完備
問い合わせ／金屋庁舎産業課

防衛省からのお知らせ

「一般幹部候補生4月25日(金)受付締切」

作第1次試験／5月10日(土)・11日(日) ※11日は飛行要員のみ。

■採用後の待遇等

・初任給／214,900円

※院卒者試験合格者は232,000円

・幹部候補生として約1年間の教育訓練終了後、幹部自衛官として部隊等で勤務することになります。

・将来、外務省・内閣官房等への出向、防衛駐在官としての国外勤務等多様な活躍の場があります。

・外国の大学等への留学、国内の大学(研究機関含む)等への派遣等スキルアップの機会があります。

※県外大学生の受験手続きも可能です。

■問い合わせ

自衛隊和歌山地方協力本部有田募集案内所

〒649-0316

有田市宮崎町106-2

☎0737-82-6631

君も国際人に！有田川町中学生海外研修参加者募集

参加資格／中学2年・3年生(町内在住・在学)

■募集定員／30名※選考(面接ほか)

■研修先／オーストラリア・ノーザンテリトリ準州・ダーウィン市・パームストン市

■研修期間／8月4日(月)～16日(土)13日間(予定)

■参加負担金／10万円

■申込期間／5月1日(木)～9日(金)(予定)

■受付時間／8時30分～17時15分

■お申込み先及び申込書配付場所／社会教育課(金屋庁舎2F)

■問い合わせ／金屋庁舎社会教育課



町営住宅入居予定者募集

募集中の団地は左の表をご覧ください。
※いずれの団地も、浴室・トイレ付

で、木造2階建3DK。

団地名	所在地	戸数	月額家賃	備考	
小峠団地	清水 155 番地	1 戸	19,200 円～ 37,800 円	H9 建築 3DK・浴室・トイレ	木造 2 階建 79.4㎡
小原団地	清水 680 番地	1 戸	14,200 円～ 28,000 円	S63 建築 3DK・浴室・トイレ	木造 2 階建 71.82㎡
板尾団地	板尾 498 番地	1 戸	9,300 円～ 18,300 円	S60 建築 3DK・浴室・トイレ	木造平屋建 54.45㎡

浴室には風呂釜等（ボイラー）を取付けておりませんので、入居者で取付ける必要があります。

申込受付期間

4月16日（水）～25日（金）

■申込受付場所／吉備庁舎建設課、清水行政局建設環境室、各出張所

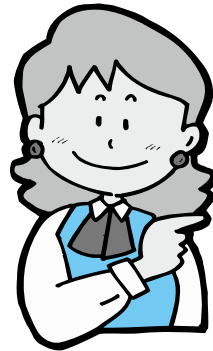
■その他

○入居には、所得制限等一定の規定があります。

○家賃は入居者の所得によって決定します。

○応募者が募集戸数を超えた場合は、条例の規定により、入居者を決定 します。

■問い合わせ／吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室



税金

国民健康保険税の特別徴収

「特別徴収」とは、公的年金から税金等を天引徴収する制度です。

■実施期間／4月支給分の年金から

■対象者

対象となる世帯には、「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付しています。

■対象税額

本年4・6・8月の年金支給から

徴収する分については、「仮徴収」となります。平成25年度の国民健康保険税より算定した金額を徴収します。

10月以降の年金支給からは、「本徴収」となります。昨年の所得等をもとに算定（7月中旬に通知予定）を行い、算定された金額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収します。

なお、次の要件を満たす方は、申請していただくことにより、口座振替で国民健康保険税をお支払いいただくことができます。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めている方
- ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方（すでに口座振替を利用されている方も含まれます）

ただし、該当する世帯でこれから申請される方については、8月分以降からの口座振替となります。

また、特別な理由がなく納付が滞った場合や、口座振替できなくなった場合は、本年10月から特別徴収に変更となります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

国民健康保険税の軽減措置

平成22年4月から、倒産・解雇などによる離職や、雇止めなどによる離職をされた方の、国民健康保険税が軽減されています。

軽減を受けるには、届出が必要で、次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証と認印をご持参のうえ、役場各庁舎窓口までお越しください。

■対象者

次のいずれかに該当し、求職者給付を受ける方、あるいは、受けた方

- ①雇用保険の特定受給資格者
- ②雇用保険の特定理由離職者

（例／雇止めなどによる離職）
※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方が対象となります。

※高齢受給資格者および特例受給資格者の方、雇用保険受給資格者の対象でない方は対象なりません。

■軽減額／国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、該当者のみ、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。同一世帯のその他の家族については、通常の計算となります。

■**軽減期間**／離職日の翌日から、翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■**問い合わせ**／吉備庁舎税務課

平成26年度軽自動車税の減免について

心身障害の程度が一定以上の方を対象とした軽自動車税の減免制度があります。申請する場合は次のものを用意し、平成26年4月2日(水)から平成26年6月2日(月)までの間に税務課までお越しください。

減免できるのは、障害者の方一人に対して一台です。ただし、普通自動車税の減免を受けている方の重複申請はできません。

【ご用意いただくもの】

1／身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

2／運転免許証(付き添いの運転者がいる場合、その運転者の免許証)

3／印鑑(認印可)

なお、軽自動車の名義、運転者についても障害の程度により規定がございます。

また、下記の軽自動車についても減免の制度がございます。

・その構造が専ら身体障害者等の利用に供する軽自動車(車検証に「身体障害者輸送車」や「車いす移動車」等と記載されたもの)
・公益法人等がその公益事業のために使うもの

※なお、上記のうち、公益法人等がその公益事業のために使う車両については納期限の7日前までに申請が必要です。

■**問い合わせ**／吉備庁舎税務課

ご自分の土地・家屋をご確認ください

土地・家屋価格等縦覧帳簿

平成26年1月1日現在で所有する土地や家屋の価格などについて、固定資産課税台帳への登録が完了しましたので、次のとおり縦覧していただけます。

■**縦覧期間**／4月1日(火)～6月2日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土、日、祝日を除く

■**縦覧場所**／吉備庁舎税務課

□地方税法の規定に基づき、土地(宅地等)の価格の下落修正を行っています。

□登録価格に疑問がある場合は、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に限り、審査を申し出ることができます。

■**平成26年度固定資産課税台帳縦覧期間**

平成26年4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

午前8時30分～午後5時15分

※土、日、祝日を除く

■**問い合わせ**／吉備庁舎税務課

福祉

生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者(65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者)の方を訪問し日常生活、家事および対人関係の構築に対する支援、指導を行う事業です。ただし、介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方、または町内の同一区域内で子どもが居住している場合は、本事業のサービスは利用できません。

この事業には利用料が必要です。

■**問い合わせ**／金屋庁舎長寿支援課

ひとり暮らし老人等あんしんシステム(緊急通報装置)貸与

介護認定を受けているひとり暮らし高齢者の方、ひとり暮らしの重度

身体障害者の方、またはひとり暮らしの突発的な症状で生命に危険のある持病をお持ちの方を対象に、緊急通報装置の貸与を行っております。町内の同一区域内に、お子様がお住みの方には、貸与できません。

■**貸与費用**
設置工事費

1,491円(設置時)

電池代 400円(2年に一回)

■**問い合わせ**／金屋庁舎長寿支援課

生きがい活動支援通所事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等(介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方は除く)で、家に閉じこもりがちなる方を対象に有田川町公共施設において、娯楽・機能訓練等のサービスを行う事業です。この事業には利用料が必要です。

■**問い合わせ**／金屋庁舎長寿支援課



老人日常生活用具の給付制度

ひとり暮らし高齢者等（おおむね65歳以上）で町民税非課税世帯の方に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具の給付を行っています。給付には、事前に申請が必要です。

基準額

- 火災警報器（取付費は除く） 4,000円
 - 電磁調理器（卓上式のもの） 20,000円
 - 自動消火器 30,900円
- 問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

平成26年度有田川町福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方々に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的し「タクシー利用料金助成制度」を設けています。助成は福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付することにより、タクシーの基本料金相当額を助成いたします。

この制度の対象となる方は、本町の住民基本台帳に登録しておられ、本町で管理する下記手帳をお持ちの方となります。ご利用を希望される方は各庁舎担当課窓口まで申請にお越し下さい。

対象者

①身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方

②療育手帳A1・A2をお持ちの方

③精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方

■交付枚数／年間24枚

■利用できるタクシー会社

- 有田交通・有鉄観光タクシー・末広タクシー(株)・わかばの郷・つばめ介護タクシー・まごころランド・介護タクシー太陽・南交通株式会社・中紀河南タクシー株式会社・株式会社ありだりあ

■利用できる期間／平成26年4月1日～平成27年3月31日

■申請に必要な物／対象となる障害者手帳・印鑑

■申請受付窓口／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局・住民福祉室

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

介護サービスに関する事業をご紹介します

【高齢者福祉通院外出事業】

介護保険法に規定する介護保険の認定（要介護1以上）を受けられている概ね65歳以上の方で、車椅子・ストレッチャー等を使用しなければ移動が困難な方に、医療機関への通

院の支援を行う事業です。

この支援を受けるためには、町に申請し、「外出事業利用者証」の交付を受ける必要があります。また、利用時には、利用料がかかります。

【高齢者介護手当支給事業】

有田川町内に住所を有する年齢65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護3・4・5と認定された方（特別障害者手当の支給を受けることができる方は除く）を、在宅で介護している介護者（同町内に住所を有する）に対して、月2,000円の手当を支給する事業です。

この事業には申請が必要です。

【老人紙おむつ支給事業】

介護保険法に規定する要介護1以上と認定され、常時失禁状態の方で在宅で介護を受けられている方に紙おむつ購入費を助成する事業です。この事業には、申請が必要で、支給要件（所得要件等）があります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

案内

平成26・27年度有田川町小規模修繕等参加登録の受付を開始します

平成26・27年度の2年間有効となる有田川町小規模修繕等参加登録の受付を次のとおり行います。

この制度は、有田川町入札参加資格登録申請要領（建設工事）に基づく資格審査を受けていない方で、有田川町が発注する「少額で内容が軽易な」工事、修繕等の受注を希望する方を登録し、町内業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

登録を希望される方は吉備庁舎または清水行政局で配布、またはホームページに掲載の申請要領により吉備庁舎総務政策部総務課まで申請してください。

■提出期間

随時（閉庁時間・閉庁日を除く）

■登録できる方

- 1／町内に主たる事業所（本店）を置いていらっしゃる方
- 2／成年被後見人、被保佐人、破産者でない方
- 3／有田川町入札参加資格登録申請要領（建設工事）に基づく登録がされていない方

※建設業の許可、免許または登録の有無、希望業種、経営組織、従業員数等は問いません（ただし、許可・免許等が必要な業種を除く）。

■登録業種

大工、左官、ガラス、建築板金、建具、塗装、防水、内装、畳

■有効期間／平成26年度～平成27年度

■申請書類

吉備庁舎総務政策部総務課、清水
行政局総務政策室で配布します。ま
た、有田川町ホームページからもダ
ウンロードできます。

<http://www.town.aridagawa.lg.jp/>

■問い合わせ／吉備庁舎総務課

町税等がコンビニで納められます

平成26年4月から有田川町の町税
等がコンビニエンスストアでも納め
ることが出来るようになりました。
町内はもとより日本全国、休日・夜
間を問わず納付することができま
すので、ぜひご利用下さい。利用でき
る店舗は次のとおりです。

ローソン・ファミリーマート・セ
ブン・イレブン・ヤマザキデイリー
ストアー・サークルK・サンクス・
ミニストップ・デイリーヤマザキ・
ニューヤマザキデイリーストア・ヤ
マザキスペシャルパートナーショッ
プ・セイコーマート・スパイ（北海
道）・ハセガワストア・タイイー・
ポプラ・くらしハウス・スリーエイ
ト・生活彩家・スリーエフ・セー
ブオン・ココストア・エブリワン・
MMK設置店・コミュニティ・ス
トア

※名称等については、平成26年1月
現在のものです。

納めることができる町税等は次の
とおりです。

- 町県民税（普通徴収）●固定資産
税●軽自動車税●国民健康保険税●
介護保険料●後期高齢者医療保険料
●保育料●町営住宅使用料（駐車場
使用料）●水道料（公共下水道料金
含む）

次のような納付書はコンビニでは
納めることができません。

- バーコードが印字されていない納
付書●納付書1枚あたりの金額が
30万円を超える納付書●取扱期限
（納期限日）を過ぎた納付書●破損、
汚損などによりバーコードが読み取
れない納付書●金額を訂正した納付
書●前納報奨金が明記してある納付
書（コンビニでは前納報奨金は取扱
いできません。前納を希望の方は取
扱可能な金融機関もしくは役場で納
付してください。）

※以上のような納付書は、お手数で
すが取扱可能な金融機関もしくは
役場で納めて下さい。（なお、ゆ
うちよ銀行および郵便局において
は、近畿2府4県での納期内納付
のみ取扱できます。）納税（納付）
証明書がすぐに必要な方は、支払
われた税（料）金が有田川町へ入
金されるまで日数を要しますの
で、必ず「領収証書」を持参し、
ご提示下さい。

■問い合わせ／各税・料の担当課



「臨時福祉給付金」「子育て 世帯臨時特例給付金」のお 知らせ

平成26年4月から、消費税率が8
パーセントに引き上げられることに
伴い、臨時的な給付措置として「臨
時福祉給付金」及び「子育て世帯臨
時特例給付金」の支給を予定してい
ます。

※これら給付金の申請及び給付の時
期については、現在準備中です。
今後、具体的な給付の方法等が決
まり次第、広報や町ホームページ
などでお知らせします。

【臨時福祉給付金】

■**給付対象者**（条件すべてに該当する方が対象となります。）

○平成26年1月1日において、有田川町の住民基本台帳に登録されている方

○平成26年度市町村民税（均等割）が課税されない方

ただし、次の①②に該当する場合は対象外となります。

①ご自身を扶養している方が課税されている場合

②生活保護を受給されている場合

■**給付額**／給付対象者1人につき1万円

※給付対象者の中で下記に該当する方は、5千円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

【子育て世帯臨時特例給付金】

■**支給対象者**／左記の条件をすべて満たした方が対象です。

・平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者

・平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

■**支給児童**／平成26年1月分の児童

手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※平成26年1月1日出生児も対象
ただし、下記に該当する場合は対象外となります。

○臨時福祉給付金の対象者である場合

○生活保護を受給されている場合

■支給額

対象児童1人につき10,000円

■申請方法について

・申請先／基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

・申請受付時期／申請受付は平成26年7月頃を予定しています。

■**注意!**「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報情報の搾取」にご注意ください。

●役場や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●役場や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の給付の為に、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

●現時点で、役場や厚生労働省など

が住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。※ご自宅や職場などに役場や厚生労働省などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や警察署に御相談ください。

■**問い合わせ**／金屋庁舎やすらぎ福祉課

後期高齢者医療制度の保険料率改定

この度、和歌山県後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料率が決定しましたのでお知らせします。

なお、所得の少ない方などには、従前どおり、均等割額、所得割額が軽減されます。さらに、均等割額2割・5割軽減の対象が拡充されます。

被保険者の方々への保険料の通知は、所得等による軽減計算をした後に、7月頃、役場から郵送させていただきます。

○**保険料率（年額）**

平成26・27年度

均等割額 44,730円

所得割率 8.55%

参考：平成24・25年度

均等割額 43,271円

所得割率 8.28%

※法令改正に伴い、賦課限度額が55万円から57万円に引き上げられます。

問い合わせ／

県後期高齢者医療広域連合
☎073・428・6688
吉備庁舎住民課

陸上自衛隊信太山駐屯地
創立記念行事の開催

日時／

平成26年4月20日(日)
9時から15時

場所／陸上自衛隊信太山駐屯地

(大阪府和泉市伯太町官有地)

問い合わせ／

陸上自衛隊信太山駐屯地広報室
☎0725・41・0090



本年4月1日以降に70歳に達する方の国民健康保険の一部負担金の割合が変更になります。

70歳から74歳までの方の一部負担金割合については、平成20年度以降国が特例で1割とする措置を行っていましたが、平成26年4月1日以降に70歳に達する国民健康保険の被保険者(誕生日が昭和19年4月2日以降の者)の病院等での一部負担金等の割合が2割になります。但し、それ以前の誕生日の方は1割のままです。(現役並所得の方は、どちらも3割)高額療養費等については、現時点では変更ありません。

問い合わせ／吉備庁舎住民課

山の木を切る前には、手続きが必要ですよ！

山の木を切るときは、切り始める90日から30日前までに町長あてに「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出することが義務づけられています。

なお、伐採する面積が1ヘクタールを超えるときは、和歌山県知事の許可が必要となります。



問い合わせ／金屋庁舎産業課・清水行政局産業振興室

水道

水道課からのお知らせ

4月の水道料金のお支払い期限は、23日(水)です。口座振替のお客様は、預金残高の確認をお忘れなく！

問い合わせ／水道課



献血

4月の献血

4月2日(水)

○有田川町消防本部吉備金屋消防署
9時30分～11時30分
○(株)松源吉備店 13時～16時30分
問い合わせ／金屋庁舎健康推進課



生石高原の山開き

有田川町と紀美野町にまたがる生石山（標高870メートル）は、山頂が360度の眺望と広大なスキの草原で有名な県立自然公園であり、珍しい高山植物や小動物が生息しています。空気の澄んだ日には、遠く淡路島や四国まで見渡すことができ、その眺めは関西屈指ともいわれ、昔から多くの人々が訪れています。

生石山は、生石神社のご神体や山頂の笠石と呼ばれる巨岩をはじめ、付近には岩石が露出し、古来より神の宿る山として信仰されてきました。生石山には生石明神という独自の信仰が生まれ、東の生石神社や西の五名生石神社という生石山の山岳信仰から創始された神社が存在しています。また、生石山は弘法大師空海が高野山創建以前に修行した地と伝えられ、空海が高野の地



を見つけたあまりの嬉しさから旅笠を忘れて出立してしまい、忘れた笠が岩となったと伝えられる笠石や、生石山の三角点からやや下った場所にあり、空海が硯の水をとるために足下を掘ったところ、清水が出た場所と伝えられる硯水など空海ゆかりの史跡があります。

また、生石山は、かつては周辺地域の茅取り場として人々の生活に密接した場所でしたが、茅葺き民家の減少により茅場としての役割失いました。しかし、平成14年から山焼きが再開され、良質な茅が産出するようになり、現在では重要文化財の茅葺き屋根の修理にも使用されており、先月も重要文化財法音寺本堂の修理工事のため、地域の方々による茅の刈り取りが行われました。



4月29日(火)には、生石高原山開きが行われます。さわやかな春の日を生石山で過ごしてみたいかがでしょうか。

生石高原山開き

日時／4月29日(火) 11時～ ※雨天時は翌日

■問い合わせ／商工観光課